

飯塚市放課後子ども教室推進事業実施要項

(目的)

第1条 学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者や異学年など異なる年齢層者との交流をもつことにより、優しさや積極性・協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる「生きる力」と「心豊かな成長」を支援するために本事業を行うものである。

また、次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心にすごし、多様な体験活動を行うことが出来るような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室と連携した、総合的学習の場となることを目的として開設する。

(主催、共催、主管)

第2条 本事業は、飯塚市教育委員会を主催とし、飯塚市立各小学校(以下「各小学校」という。)との共催により、飯塚市各交流センター(以下「各交流センター」という。)及び飯塚市各地区(校区)放課後子ども教室推進事業運営委員会(以下「各運営委員会」という。)を主管として実施する。

(事務局)

第3条 事務局は、飯塚市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

(運営委員会)

第4条 本事業を推進するために、校区単位を基本として各運営委員会を設置する。

2 各運営委員会は、学校、家庭、地域等の関係者で構成するものとし、運営委員長1名、副運営委員長1名、会計1名、監査1~2名、地域学校協働活動推進員若干名、事務局若干名、その他事業推進のために必要と認められる者をもって組織する。

(事業費)

第5条 市報償費及び各運営委員会の運営費等をもって事業を行う。

(地域学校協働活動推進員)

第6条 各地区(校区)には、地域学校協働活動推進員を配置する。

2 地域学校協働活動推進員は、本事業と放課後児童健全育成事業と合同の活動プログラムについての調整を図るほか、学校や関係機関・団体等と

の連絡調整、地域の協力者の確保、活動プログラムの企画等本事業の総合的な調整役を担う。

(協働活動支援員、協働活動サポーター)

第 7 条 児童に対して体験・交流・学習活動等のプログラムを実施するため、協働活動支援員を配置する。

2 プログラム実施のサポートや児童の安全を管理するため、協働活動サポーターを配置する。

3 協働活動支援員及び協働活動サポーターになろうとする者は、あらかじめ登録申請書を事務局又は各交流センターへ提出し、事務局が提示する各種要件を了承のうえ、協働活動支援員若しくは協働活動サポーター又はその両方として登録する。

(報償)

第 8 条 地域学校協働活動推進員、協働活動支援員、協働活動サポーターを活用した場合には、いづかボランティアネットワーク事業実施要項の規定に準じて、1 回 2 時間を基本として報償を支払うことができる。

(対象者)

第 9 条 本事業は、校区単位での実施を基本として、各小学校に在籍する児童とする。ただし、他校区の小学校に在籍する児童であっても、保護者の送迎等児童の安全を確保できると認められる場合は、その限りではない。

(活動場所)

第 10 条 活動場所については、主に各小学校施設(教室や余裕教室、運動場、体育館等)及び各交流センターを活用する。

(活動期間及び時間)

第 11 条 各小学校の学期単位(夏季休業を含む。)を基本として、土曜日及び平日放課後に実施する。

2 活動時間については、次のとおりとする。

(1) 土曜日は、午前 9 時から午前 11 時までの 2 時間を基本とするが、開始時間の多少の変更は可とする。

(2) 平日は、放課後から午後 5 時 30 分までの間の時間帯とし、午後 6 時までを保護者のお迎えの時間とする。

(3) 前各号に掲げるもののほか、休業日(土曜日を除く。)に実施する必要がある場合は、活動時間を協議する。

(活動内容)

第 12 条 本事業においては、次の活動を行うものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の児童の安全・安心な活動拠点(居場所)を確保する。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得ることで、児童に対して様々な体験・交流・学習活動の機会を提供する。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通じて、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養する。
- (4) 新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブと合同で活動プログラムを行う。

(受講料)

第 13 条 1 回あたり 100 円とし、各学期始めに徴収する。

2 材料費等については、別途個人負担とする。

3 前各項の規定に関わらず、特別の理由がある場合は、受講料を減免することができる。

(定数)

第 14 条 1 プログラムの定数は、そのプログラムに応じて各運営委員会が定める。

2 申込者数が定数を超えた場合は、全プログラムの申込状況等により協議する。

3 申込者数が定数を大きく下回った場合は、プログラム実施の有無を協議することができる。

(保険)

第 15 条 本事業の活動中における参加児童、地域学校協働活動推進員等の事故等については、市が加入する保険制度等(市民総合賠償補償保険や公民館総合補償制度等)で対応する。

2 前項の活動以外での事故等の場合については、保険の範囲内で対応する。

(会議及び研修会)

第 16 条 必要に応じて各運営委員会相互の親睦や情報交換等の会議を行う。

2 必要に応じて地域学校協働活動推進員等の資質向上を図るための研修会や情報交換会を行う。

(その他)

第 17 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。